



大阪府議会規程第 号

大阪府議会議員き章規程の一部を改正する規程

大阪府議会議員き章規程（昭和二十五年五月十七日議会規程）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>第一条 大阪府議会議員は在職中、次項のき章のいずれかを用するものとする。</p> <p>2 き章は本章及び略章とし、別記形象のとおりとする。</p> <p>第二条 き章は議員一人につき、本章及び略章各一個を交付する。ただし、再選された議員には交付しない。</p> <p>別記</p> <p>種別 本章</p> <p>質 (略)</p> <p>寸法 (略)</p> <p>表色 (略) 裏 (略)</p> <p>種別 略章</p> <p>質 木製</p> <p>寸法</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">内径</td> <td style="padding-left: 5px;">一、二センチメートル</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">外径</td> <td style="padding-left: 5px;">二、〇センチメートル</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">厚</td> <td style="padding-left: 5px;">〇、四センチメートル</td> </tr> </table> <p>表  裏 </p>	内径	一、二センチメートル	外径	二、〇センチメートル	厚	〇、四センチメートル	<p>第一条 大阪府議会議員は在職中本条第二項のき章を用するものとする。</p> <p>2 き章は別記形象のとおりとする。</p> <p>第二条 き章は議員一人につき一個を交付する。</p> <p>別記</p> <p>質 (略)</p> <p>寸法 (略)</p> <p>表色 (略) 裏 (略)</p>
内径	一、二センチメートル						
外径	二、〇センチメートル						
厚	〇、四センチメートル						

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、令和五年四月三十日から施行する。

(適用除外)

- 第二条ただし書の規定は、令和五年四月三十日に任期が始まる議員には適用しない。ただし、本章については、新たに交付を受けず、改正前の大阪府議会議員き章規程の規定により交付を受けたものを引き続き使用することができる。